

令和2年9月診療分から

子ども医療費の助成対象を18歳(入院)まで拡大します

【令和2年8月まで】
中学校卒業までの
入院と通院の医療費を助成



【令和2年9月診療分から】
18歳到達年度末までの
入院の医療費を新たに助成

※中学校卒業までは、これまでどおり受給者証を医療機関に提示することで自己負担はありません。

●中学校卒業～18歳の医療費(入院)の助成概要

- ・受給者証はありません
- ・入院費用を医療機関でお支払いいただいた後、市役所 医療助成室または各支所で申請することで、医療費(入院)の自己負担分(保険適用分のみ)が振り込まれます

●手続き方法

① ご加入の健康保険組合等での手続き

入院前にご加入の健康保険組合等で『**限度額適用認定証**』を取得してください。

※裏面Q7参照



② 医療機関等での手続き

医療機関窓口で『**限度額適用認定証**』を提示のうえ、入院費用をお支払いいただき、『**領収書**』を受け取ってください。



③ 健康保険組合等での手続き

※裏面Q8参照

ご加入の健康保険組合等に『**高額療養費**』及び『**付加給付**』の支給対象となるか確認してください。支給の有無を確認できるのは、診療月の翌々月以降になります。



④ 市役所・支所での手続き

健康保険組合等から**高額療養費**の『**支給決定通知書**』が発行された方、または③で**高額療養費**の支給対象とならなかった方は、市役所 医療助成室または各支所で子ども医療費の助成申請をしてください。

●手続きに必要なもの

- ・健康保険証
- ・印かん
- ・届出者の本人確認書類
- ・『領収書』

※受診者名、受診年月日、医療機関名、
保険診療点数、支払い金額等がわかるもの

- ・受給者(保護者)の預金通帳
- ・受給者の個人番号通知カード等
- ・健康保険組合等が発行する
『**支給決定通知書**』

※高額療養費が支給される場合のみ、
岡崎市国民健康保険組合加入者は不要

問い合わせ先:岡崎市役所 福祉部 医療助成室 福祉医療係 電話:0564-23-6148